5　変　更　届

主たる事務所の所在地、代表者、役員、運搬車等について、清掃協議会へ申請・届出してある事項で、別記届出事項に変更が生じたときは、変更した日から 10 日以内に、届け出る必要があります。届出の窓口は清掃協議会です。

また、作業場所が増加・減少した場合、あるいは契約内容等に変更があった場合には、その変更があった月の分を作業場所の所在する区ごとにまとめて翌月の 10 日までに清掃協議会へ提出してください。

(1)届出方法等

① 変更届【様式№.6】を提出用と届出者控用を作成し、変更事項に係る必要書類（P.46・47「（2）変更事項及び添付書類」参照）を添付して、清掃協議会へ提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。郵送による届出も可能です（提出先・郵送先は、P.224 を参照）。

＊ 1部の届出書で複数区の変更を同時に届出することができます。添付書類は 1 部のみ提出してください。

② 添付書類に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。

③ 変更事項の欄に記載する変更事項は、別記（P.46・47「（2）変更事項及び添付書類」参照）に記載のある変更事項名を記入してください。

④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。

⑤ 別記（P.46・47「（2）変更事項及び添付書類」参照）の変更事項のうち、次のいずれかの変更が生じた場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	個人の住所及び氏名
2	法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
9	取り扱う一般廃棄物の種類の減少
10	事業の区分に係る変更のうち、変更届に該当する区分への変更

⑥ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡をします。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前にお問い合わせください。

⑦　次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

㋐ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類 ＊ **原本**を添付してください。 ＊ **届出前３か月以内**に発行されたものに限ります。
㋑ 施設、設備、運搬車等の写真 ＊ 届出前３か月以内に撮影されたものに限ります。 ＊ 必要とする内容等が鮮明に写るように撮影してください。 ＊ 規格は、カラーサービス判を基本とします（インスタント写真は不可）。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。 ＊ 写真は、Ａ４判の台紙に貼り付けるかＡ４判の用紙に印刷してください。 ＊ 運搬車の写真については、運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影してください。（P.36 運搬車の写真の撮り方 参照） ＊ 登録を一時抹消する場合は、手続きの前に許可表示を抹消し、登録している車両のナンバープレートが装着されている状態で撮影してください。（P.96 Ｑ＆Ａ.28 参照） ※ **許可表示を抹消する際には、マグネットやガムテープ等で一時的に覆うような簡易な処理は認めていません。塗装等により完全に表示を消してください。**また、許可表示を抹消した運搬車の写真を、届出時に添付できない場合は、確約書【見本№6】を添付し、写真のみを後日提出してください。

⑧　有限会社から株式会社への変更等、法人格を変更した場合は、「法人名称の変更」に該当します。また、許可を有する個人が法人として業を行うためには、法人としての新規の許可が必要です。この他、人格を変更する場合の取扱いは、P.48「人格を変更した場合の取扱い」を参照してください。

（２）変更事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、変更届【様式№６】も必要です。

変更事項			添付書類
1	個人	住　所	① 住民票の写し（変更前後が確認できるもの）＊3か月以内に発行の原本 ＊ 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。 ② 印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本
		氏　名	① 住民票の写し　＊3か月以内に発行の原本 ② 変更に関する区市町村長の証明書または戸籍抄本(変更前後が確認できるのもの)　＊3か月以内に発行の原本 ③ 印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本 ④ 自動車検査証記録事項の写し ⑤ 許可表示を修正した運搬車の写真
		政令で定める使用人*1の氏名	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式№13】 ＊ 変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 ＊ 新たに政令で定める使用人に就任する者がいる場合に作成し、その者についてのみ記入すること。
		登録印鑑	印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本
		電話番号、ＦＡＸ番号	添付書類なし
2	法人	主たる事務所の所在地	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの）＊3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本 ③ 主たる事務所の案内図 ＊ 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。
		名　称	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの）＊3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本 ③ 自動車検査証記録事項の写し ④ 許可表示を修正した運搬車の写真
		代表者の氏名	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの）＊3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本 ③ 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式№13】 ＊ 法人役員又は政令で定める使用人でなかった者が代表者に就任する場合に作成すること。
		役員及び 政令で定める使用人*1の氏名	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの）＊3か月以内に発行の原本 ＊ 登記されていない政令で定める使用人のみの変更の場合は不要。 ② 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式№13】 ＊ 変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 ＊ 新たに役員又は政令で定める使用人に就任する者がいる場合に作成し、その者についてのみ記入すること。
		登録印鑑	印鑑証明書　＊3か月以内に発行の原本
		電話番号、ＦＡＸ番号	添付書類なし
		定款又は寄付行為	① 定款又は寄付行為の写し ② 登記事項証明書　＊3か月以内に発行の原本
3	主たる事務所以外の事務所、事業場の所在地		変更内容を証する書類の写し
4	車庫、洗車設備、けい船場の所在地		① 車庫、洗車設備、けい船場の案内図及び付近の見取図 ② 車庫、洗車設備、けい船場の配置図 ③ 車庫、洗車設備、けい船場の写真　＊届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ④ 車庫、洗車設備、けい船場の土地及び建物の登記事項証明書（＊3か月以内に発行の原本）又は賃貸借契約書の写し ＊新規・更新の添付書類(P.34の表中番号11)と同様の書き方、撮り方をすること。

5	運搬施設*2	代　替	① 変更後の自動車検査証記録事項の写し ② 変更後の運搬車の写真 ＊届け出前３か月以内に撮影されたものに限る。 ③ 変更前の運搬車の許可表示を抹消した写真 ＊届出時、写真を添付できない場合は、確約書【見本№6】を添付し、写真のみを後日提出すること。
		稼動車　⇔　予備車	器材一覧表 ＊備考欄に、変更前と変更後が分かるように記入すること。 ＊既に登録がある車両で、稼動車と予備車の車種が同じ場合に限る。
		代　車	① 代車として使用する自動車検査証記録事項の写し ② その他必要と認められる書類（代車等使用承認書の写し等）
		自動車検査証（自動車登録番号、最大積載量）	① 変更後の自動車検査証記録事項の写し ② 変更後の運搬車の写真（自動車登録番号を変更した場合） ＊届け出前３か月以内に撮影されたものに限る。 ③ 変更前の自動車検査証記録事項の写し（自動車登録番号を変更した場合）
6	作業計画	廃家電	特定家庭用機器廃棄物の収集･運搬にかかる作業計画書【様式№24】
		指定処理施設以外	指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本№9】
		保管・積替施設	作業計画書（保管・積替施設の作業工程を説明する書類）
		処理施設（処分業）	作業計画書（処理施設の作業工程を説明する書類）
7	作業場所	増　加	① 作業場所及び処理量【様式№18】 ＊ 区及び種類ごとに用紙を分けて記入すること。 ＊ 指定処理施設以外に搬入する作業場所も記入すること。 ＊ １つの作業場所で複数の処理方法がある場合は、行を別々に記入すること。（P. 97 Ｑ＆Ａ. 30 参照） ＊ 契約単価は、消費税等を含んだ額を記入すること。 ② 排出事業者との処理契約書の写し
		減　少	作業場所及び処理量【様式№18】
		変　更（名称、所在地、契約単価*3、収集量、収集回数）	① 作業場所及び処理量【様式№18】 ＊ 区ごとに用紙を分けて作成すること。 ＊ 変更前と変更後の内容を記載すること。 ② 排出事業者との処理契約書又は変更内容を証する書類の写し
8	し尿混じりのビルピット汚でいの作業場所		① 作業場所届（汚でい関係）【様式№30】 ② 同意書（汚でい関係）【見本№7】
9	取り扱う一般廃棄物の種類の減少		添付書類なし
10	事業の区分に係る変更のうち、変更届に該当する区分への変更		添付書類なし ＊ P. 39「表２　事業の区分の変更に伴う手続きについて」参照

*1　政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者をいう。（政令第４条の７）
① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

*2　運搬船の場合は自動車検査証に代えて運搬船の船舶検査証書及び廃棄物排出船登録済証の写しを提出すること。また、バキューム車を入れ替える場合は、P. 102 Ｑ＆Ａ. 50 を参照すること。

*3　契約単価とは、消費税等を含んだ金額のこと。

人格を変更した場合の取扱い

<table>
<tr><th></th><th>変　更　内　容</th><th>手　　続　　き</th></tr>
<tr><td>1</td><td>個人から法人への変更
処理業の許可を受けている個人(甲)が法人(乙)として全く同じ内容の処理業を行おうとする場合</td><td>・(甲)と(乙)とは法律上別個の人格であるため、(乙)は処理業の新たな許可が必要である。
＊　一般廃棄物処理業の許可を取得してから５年を経過している個人（甲）が発起人として設立し、その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く）となった法人（乙）が、当該個人（甲）と同一の業を継続する場合は、能力認定試験を免除する。
なお、定款等で発起人の記載が確認できない場合は、能力認定試験免除の対象とならない。
・(甲)は、業の廃止届を行う必要がある。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>組織の変更
処理業の許可を受けている有限会社(甲)が株式会社(乙)に組織変更し、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合</td><td>・合名会社から合資会社、合資会社から合名会社、有限会社から株式会社などの組織変更については、新たな許可をとる必要はない。
・(乙)は、法人名称の変更届を行う必要がある。</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">会社の合併
処理業の許可を受けている株式会社(甲)が、処理業の許可を持たない株式会社(乙)と合併した後、新会社(丙)として(甲)と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合で、次に該当するとき。
(甲)：許可を持つ会社
(乙)：許可の無い会社
(丙)：合併後の新会社
<table><tr><td>① 合併後の新会社(丙)が、(甲)(乙)の消滅を伴う新設合併の場合</td><td>・(丙)は、(甲)とは別の新しい法人格であり、(甲)は消滅することから、新たに処理業の許可を取得する必要がある。
・(甲)は、業の廃止届を行う必要がある。</td></tr><tr><td>② 合併後の新会社(丙)が、(乙)の消滅を伴う(甲)の吸収合併として成立した場合</td><td>・(丙)は、(甲)と同一の法人格であるため、(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことができる。
・(甲)は、法人名称の変更届を行う必要がある。</td></tr><tr><td>③ 合併後の新会社(丙)が、(甲)の消滅を伴う(乙)の吸収合併として成立した場合</td><td>・(丙)は、(乙)と同一の法人格であるため、従前(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことはできず、新たに処理業の許可を取得する必要がある。
・(甲)は、業の廃止届を行う必要がある。</td></tr></table></td></tr>
</table>

※処理業の許可を受けている会社が新たに別会社を作っても、別の法人格となるため別会社に処理業の許可は引き継がれません。新たに処理業の許可を取得する必要があります。